

2010年8月11日

社会保険病院および厚生年金病院等の存続について（会長談話）

関係各位

（社）全国腎臓病協議会
会長 宮本 高宏

去る8月6日、参議院本会議において「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案」が可決され成立しました。これは社会保険病院および厚生年金病院等の年金・健康保険福祉施設整理機構（略称：RFO）への経営委託期限を、今年の9月末から2年間延長するものです。

とりあえずはRFOの今年9月30日の存続期限を2年間延長した上で、その間に社会保険病院および厚生年金病院の将来を検討することになりますが、すでに国会質疑の中で長妻厚生労働大臣はこれらの病院の民営化の方針を述べています。

社会保険病院53病院の内33病院では、外来透析治療が実施されており、数多くの患者が継続的に治療を受けています。それらの病院は地域医療を支える病院であり、安心して安全な医療が今後どのようになるのか、患者は不安な毎日を送っています。

これまでに社会保険病院および厚生年金病院が地域医療の中で果たしてきた役割を鑑みると、それらの病院が公的病院として今後も存続することは地域住民さらには国民にとっての切なる願いであります。

国民年金問題の処理のなかで浮上してきた社会保険病院および厚生年金病院等の存続問題は、社会保険庁の解体等とは切り離して考えるべき問題です。いや、問題化することが間違いです。公的病院として存続させることが国の責務であるといえます。

2年間の時間的猶予ができたことであり、この際患者の立場に立って社会保険病院および厚生年金病院を公的に存続させる方向で、その在り方の再検討を強く求めます。

以上